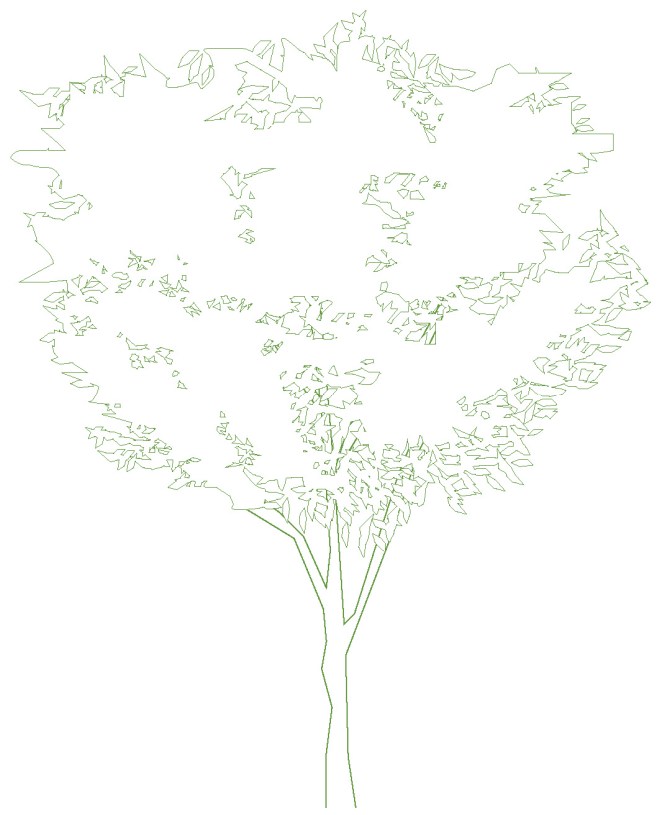


IV. まちづくりの基本方針



1. 土地利用の方針

(1) 土地利用の方針

- 多摩平の森地区は豊田駅という交通結節点としての立地にあり、コンパクトなまちづくりを図る上での機能集約拠点の形成とともに、街なか居住の推進を図ります。
- 機能集約拠点として、地区の人口増加や世代の多様化に対応し、地域住民の生活の質の向上に資する多様な都市機能の集積を図るとともに、周辺環境と調和した住宅地の形成、誰もが歩いて暮らせるまちづくりを実現するために、以下の土地利用の方針を定めます。

※()内は、多摩平の森地区地区計画において該当する名称です。

① 拠点地区（商業地区）

- ・地域住民の生活利便の向上、多世代のニーズ等への対応を図るために、商業を中心に、文化、公益施設等の多様な都市機能の集積する拠点整備を誘導します。
- ・豊田駅周辺の地域活性化、商業振興を図るために、既存商業との連携・共存に配慮した集客効果を高める機能の導入、地域全体の回遊性を高める沿道環境を形成し、地域の交流拠点となる賑わい交流広場を整備、魅力的な景観形成等を図ります。
- ・周辺の企業や大学の立地特性を生かし、地域の活性化を生み出す産学交流・連携の機能を有する拠点としての整備を誘導します。
- ・施設整備に合わせて公共的に利用が可能な駐車場や駐輪場の確保を図ります。

② 駅前通り沿道（複合地区A・B・C）

- ・駅前通り沿道は、拠点地区の機能を補完し、地域の賑わい・交流のシンボル軸を形成するため、商業・公益施設等を適切に配置し、利便性の高い地区への居住を誘導する共同住宅の整備により、複合的な機能を持つ市街地の形成を誘導します。
- ・バリアフリー重点整備地区の特定経路に位置づけられる沿道として、十分な歩行空間を確保すると共に、歩いて暮らせるまちづくりに資する生活利便施設の配置を誘導します。

③ 日野バイパス沿道（住宅生活関連施設地区B）

- ・幹線道路沿道の賑わい創出と調和のとれた街並みの形成に配慮し、周辺住宅地の利便性の向上を図るため飲食・物販などのサービス施設の適切な配置を誘導します。

④ 中高層住宅地（中高層住宅地区）

- ・地域の人口回復、多世代居住の推進による地域の活性化を目指し、生活の利便性が高く、歩いて暮らせる「街なか居住」の促進を図るために、居住密度を向上させる中高層住宅の整備を誘導します。
- ・豊かな緑の保全・育成を図るために、樹木の保全を図り、中高木を中心とした緑豊かな屋外空間と調和する景観・環境に配慮した中高層住宅地の整備を誘導します。

⑤ 低中層住宅地（低中層住宅地区A・B、低層住宅地区、黒川緑地地区）

- ・地区外周部では、隣接する戸建住宅地等の居住性への配慮、周辺の自然環境との調和や良好な景観形成を図るために、緑豊かな低中層住宅地の整備を誘導します。

（２）公共公益機能の誘導方針

- 新たな住宅供給に伴う地区内居住人口の増加、多様な世代の住民のニーズに対応するため、新たな公共公益施設の導入、既存施設との機能連携による効率・効果的なサービス機能の充実を図ります。
- 整備にあたっては、日野市・UR都市機構・事業者との連携・協力を図りながら、多様な手法による機能誘導を図ります。

① 小学校の拡張

- ・新たな住宅供給に伴う児童増加への対応を図るために、日野第五小学校の拡張が必要となる場合を想定したリザーブ用地を確保します。

② 保育機能

- ・たまだいら保育園は、児童の健全な育成のため、公園や公共施設等と近接し良好な保育環境が維持できるよう多摩平第1公園東側に移転します。
- ・安心して子育てができる環境を確保するため、新たな住宅供給に伴う未就学児の増加に対応し、地区内に新たな民間保育施設の整備を誘導します。

③ 高齢者福祉機能

- ・高齢化への対応を図るために、Aブロック内に高齢者の介護施設整備を誘導します。
- ・なお、施設整備にあたっては、第5期日野市介護保険事業計画（H24年改定予定）との整合を図ると共に、他の公共・福祉施設と機能連携する施設整備を誘導します。

④ 集会機能

- ・地域住民の交流、身近なコミュニティ活動の活性化を図るために、民間の住宅供給に伴い、集会施設の整備を誘導します。

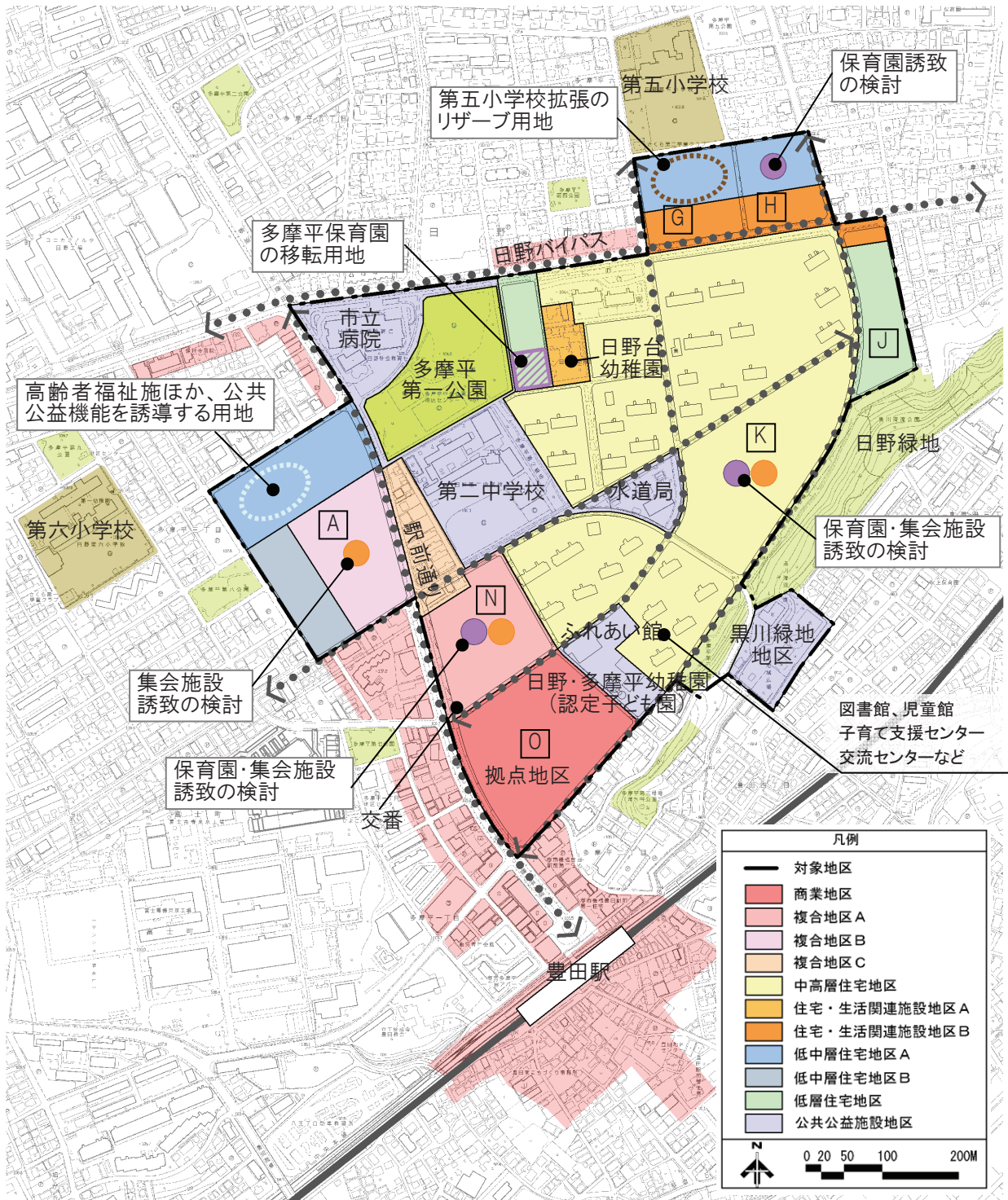
⑤ 防災機能

- ・新たに整備される中高層住宅や商業施設などの大規模な施設建設に合わせて、防災備蓄の確保や、災害対応機能施設の布置を誘導します。

⑥ 駐車場・駐輪場

- ・駅前の拠点地区には、施設整備に合わせて公共的に利用が可能な駐車場を確保し、合わせて日野市駐輪場整備計画に基づき、駐輪場の確保を図ります。
- ・区域内の住宅には、住宅整備戸数に合わせて必要となる駐車場や駐輪場が付置されるよう誘導します。

■土地利用・公共機能誘導の方針



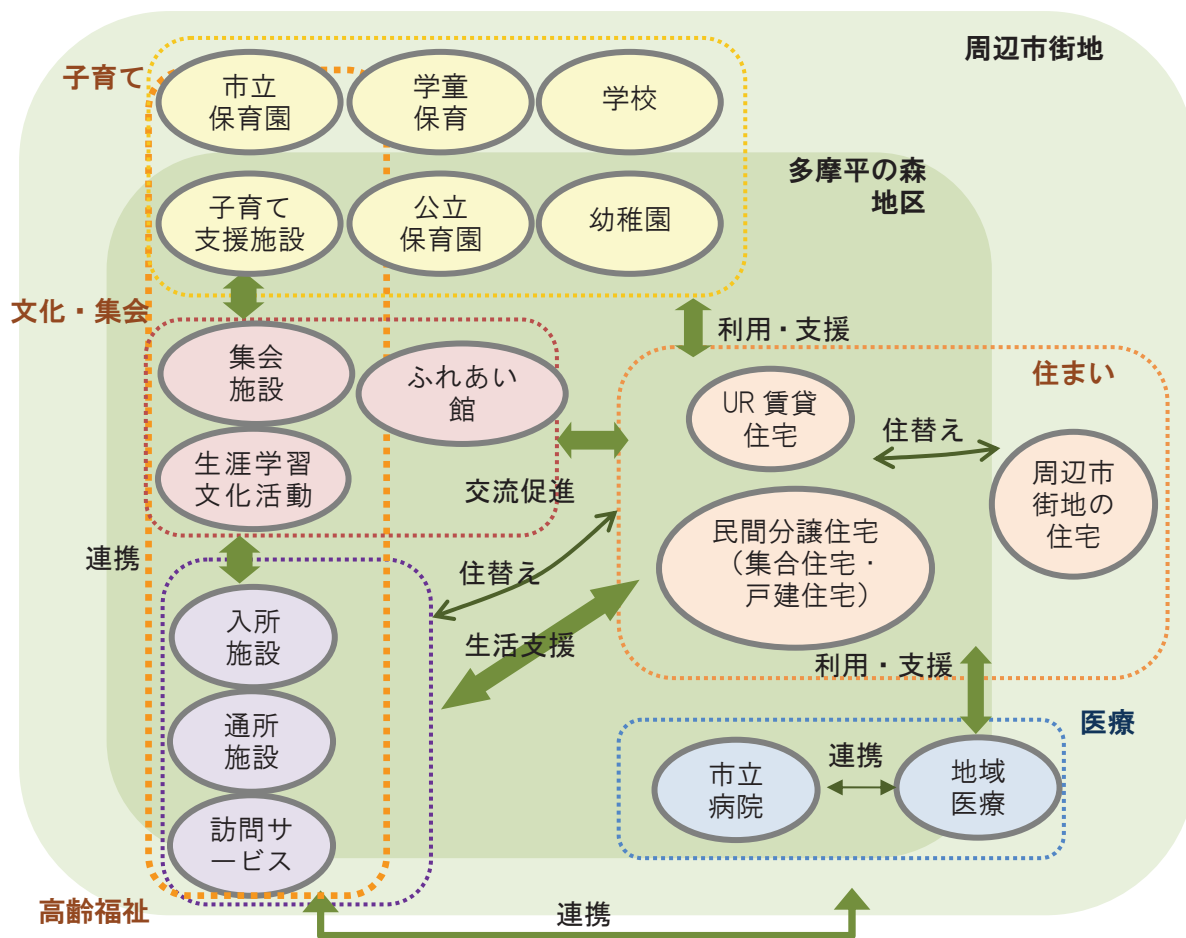
※上図の地区区分は、多摩平の森地区地区計画のものです。
※上図は UR 都市機構と市の協定に基づく公共機能の誘導イメージを表したものであり、実際の施設配置計画ではありません。 開発動向、地域の居住人口の動向により適宜変更を行います。

■重点地区における公共機能の確保と連携について

多摩平の森地区には、病院や教育施設、図書館や集会所、子育て支援施設などの様々な公共施設が立地しています。

コンパクトなまちづくりの拠点となる本地区とその周辺では、居住人口の増加と多世代居住の促進と合わせて、安心して暮らせる都市の生活に必要な諸機能を拠点駅周辺に集積し、様々な異なる施設が相互に連携、機能補完することにより相乗的な効果が発揮できるよう、計画的な施設整備の誘導を図っていきます。

<連携する公共機能イメージ>



2. 通りと広場の整備方針

○多摩平の森地区内を通る三本の通りは、地域の主要な交通動線であると共に、都市活動の骨格となる空間であり、多様な土地利用を有機的に結びつけ、その立地特性に応じた空間、景観形成を図ることで、まちに表情を与え本地区の個性となる重要な役割を果たします。

○また、人々が集散する歩行者動線の結節部には、その立地特性に応じた機能を持つ「広場」等の空間整備を誘導します。

※（ ）内は、多摩平の森地区地区計画において該当する名称です。

(1) 駅前通り・ケヤキ通り・多摩平緑地通り（主要区画道路）

・上記の「通り」を、地域の賑わい・生活・交流・景観を支える軸として位置づけます。

駅 前 通 り **：** **賑わい形成軸**

ケヤキ通り **：** **生活・交流軸**

多摩平緑地通り：**緑の景観軸**

- ・安全・快適な歩行環境を形成するために、その立地特性に応じ、ゆとりある歩行者空間、沿道の緑化、アメニティスペースの確保等を図ります。
- ・駅や公共公益施設を結ぶ地域の生活動線となっているケヤキ通りは、歩行者の安全性を確保するため、ゆとりある歩道空間を確保し、横断防止柵の設置を図ります。
- ・また、子供から高齢者、障害者等の誰もが安全・快適に利用できるように、ユニバーサルデザインに配慮した歩行環境の整備を図ります。

(2) 賑わい交流広場（広場状空地1号）

- ・拠点地区は、地域の拠点施設への集客や、駅利用者等の歩行者動線が集中する場所であるとともに、来街者へ地域を印象づける玄関口であることを踏まえ、豊田駅前交差点に面し、地域の顔となり、憩い・交流空間となる賑わい交流広場の整備を図ります。

(3) 街角広場（広場状空地・ポケットパーク）

- ・人々が集散する街角には、地域交流・憩いの空間となり、地域の街並みの特色、景観のアクセントになる街角広場の配置を誘導します。

3. 建築物の高さ、密度に関する方針

○地区全体として、一体感あるスカイラインやシルエットの形成、周辺市街地への配慮、地域の特色であり周辺市街地と調和する豊かな緑の空間創出を誘導します。

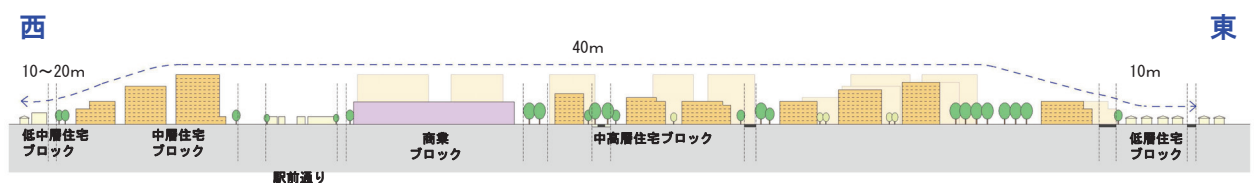
(1) 周辺市街地に配慮しながら緑と調和した高さ構成

- ・幹線道路に囲まれた地区中央部と駅前通り沿いは、駅近接の立地環境による土地の高度利用、既存の中高木の保全及び育成、沿道スカイラインの形成等を考慮し中高層（30～40m）の建築物の高さを誘導します。
- ・上記の幹線道路外側の地区外周部は、隣接する戸建住宅地の居住性への配慮、景観の調和を図るために、建物高さを抑制した低中層（10～20m）の建築物の高さを誘導します。

(2) 既存樹木の保全・継承、街なか居住の促進を図る密度構成

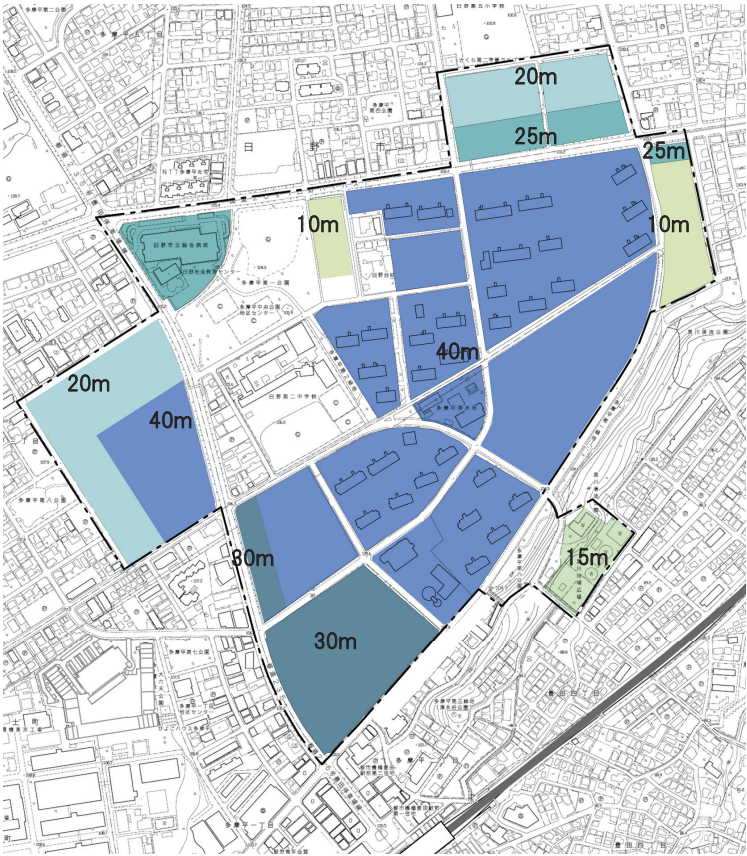
- ・中高層住宅地では、既存の中高木の保全及び新たな緑の育成と街なか居住の促進を図るため、建ぺい率の抑制と景観に配慮した容積率を設定します。
- ・低中層住宅地では、ゆとりある住環境と、住宅等の建設に合わせた敷地内の緑化を誘導するため、周辺環境と調和する建ぺい率、容積率を設定します。

■多摩平の森地区全体の建築物のボリュームイメージ



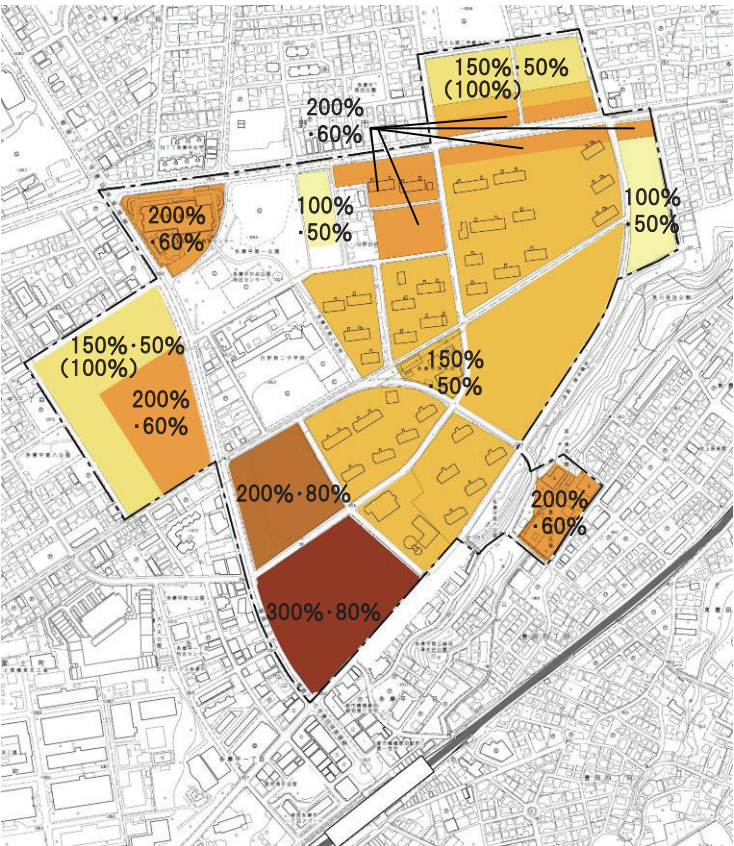
■ 建築物の高さの制限

高さの限度	
40m 	地域の樹木高から著しく突出した印象を与えず、かつ居住密度の向上を図る高さを誘導
30m 	駅前から駅前通りの沿道部にかけたスカイラインの調和を誘導
25m 	バイパス沿道は北側の住宅地の緩衝となり、沿道の街並みと調和する中層の建築物を誘導
20m 	北側の住宅地などへの影響に配慮した低中層の建築物を誘導
15m 	周辺の住宅や公共施設等との調和に配慮した低層の建築物を誘導
10m 	



■ 建築物の建ぺい率、容積率の設定

容積率・建ぺい率	
300%・80% 	敷地の高度利用により、多様な都市機能整備を誘導
200%・80% 	住宅・商業等の複合市街地として居住密度の向上と、賑わい創出を誘導
200%・60% 	
150%・50% 	中高木の保全と育成により、ゆとりある中高層住宅地等を誘導
150%・50% (100%・50%) 	隣接する住宅地との調和に配慮 ※青字は戸建住宅とする場合
100%・50% 	敷地内の緑化と、周辺環境との調和とした低層住宅地を誘導



4. 景観形成の方針

- 多摩平の森地区では、旧多摩平団地の建替えを行うにあたり、既存樹木の保全と合わせ、新たな植栽による外構整備、建築物や構造物等の配置、形状や配色など周辺環境との調和と良好な景観形成を図りながら進められてきました。
- 今後の開発誘導においては、これまでの取組、理念を承継し、地域が一体となって質の高い街並みの形成を図るため以下の方針を定め、各主体と協議を行っていきます。

（１）多摩平の森を印象づける遠景からの景観形成

- ・豊田南地域から望む、日野緑地から当地区に連続する豊かな緑は、多摩平の森の景観を印象づけるものであることから、木立の中に建築物があるような見え方、リズムある建築物の配置に配慮します。

（２）多摩平の森の玄関口の演出づくり

- ・豊田駅前交差点付近は、多摩平の森の玄関口として、多摩平を象徴する豊かな緑、駅拠点地区としての賑わい・活気が感じられる景観形成を誘導します。

（３）緑豊かで個性ある沿道景観の形成

- ・各通りは立地特性に応じながら、敷地境界から建築物を後退し、街区外縁部の既存樹木の保全・新植による沿道緑化等、緑が連続する沿道空間の形成に配慮します。
- ・沿道建物は、UR 賃貸住宅地での多様な表情を創出する建物デザイン、石積みや芝桜等で足元を演出するランドスケープデザイン等を継承し、歩いて楽しい街並み形成を誘導します。
- ・緑の育成環境を保つため、日照・通風を確保すると共に、圧迫感を軽減し敷地内の緑を垣間見せるような住棟の分節化を誘導し、長大な壁面が生じないように配慮します。
- ・人々が集散する街角には、地域の街並みの特色、景観のアクセントとなる街角広場の配置を誘導します。

（４）賑わいと街並みの上質さを感じさせる商業地の色彩計画 地域に馴染み、緑が映える住宅地の色彩計画

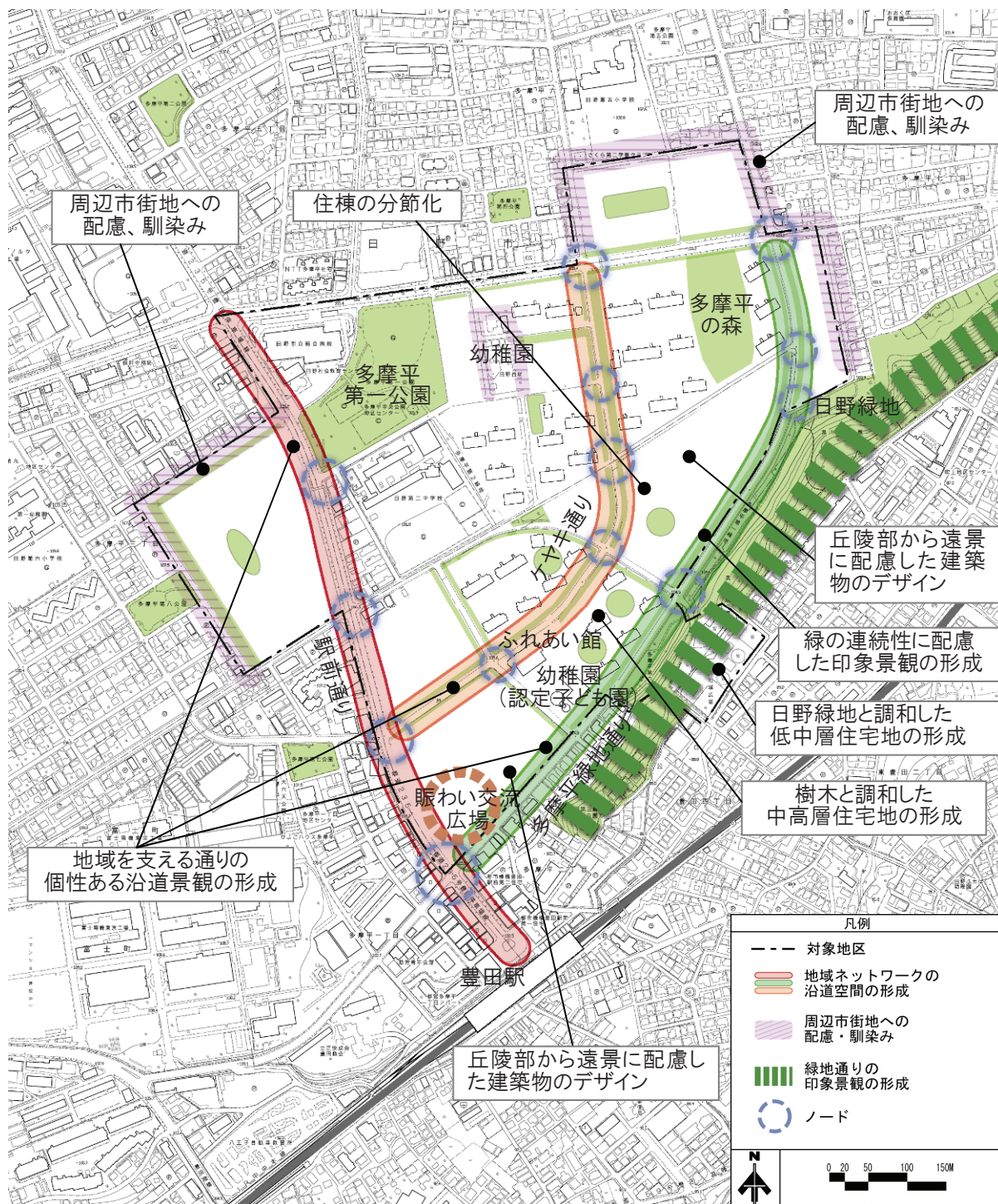
＜商業地＞

- ・商業地は、商店等を目立たせるための刺激的な色使いや、派手な色彩が過大にならないよう落ち着いた色彩をベースとし、低層部に賑わいや華やかさを演出する色彩をアクセントとして用いるなど、周囲の景観とのバランスを考慮した賑わいと街並みの上質さを感じさせる色彩計画に配慮します。

<住宅地>

- ・周辺市街地との馴染みを図るとともに、地区の特色である豊かな緑が映えるように、地区内の建築物等は、穏やかで落ち着きがあり親しみの得られる暖色及び低彩度、軽やかで賑わいを演出する中・高明度の色彩計画に配慮します。

■景観形成方針図

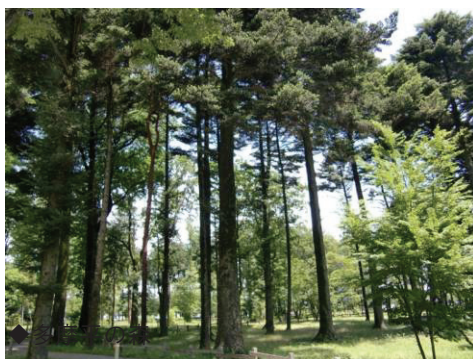


5. 緑の継承・育成の方針

○長年守り育てられた樹木は、多摩平を特色づける貴重な地域資源であり、以下の視点に配慮し、保全及び更なる育成を図ることで、地域全体の緑量の確保、質の高い緑空間の整備を誘導します。

(1) 緑の拠点

- ・隣接する日野緑地、地区内の多摩平第一公園、多摩平の森を、質の高い緑空間の拠点として位置づけ、緑に親しめる、地域の憩い・交流の場としての整備を図ります。



(2) 緑のネットワークの形成

- ・各道路沿道では、既存樹木の保全、新たな街路樹の新植等により、豊かな緑に覆われた沿道空間の形成を図るとともに、上記の緑の拠点を繋ぎ、周辺市街地も含めた緑のネットワークの形成を誘導します。
- ・足元周りの設えも、既に建替えられた街区同様に、樹木や石材を活用するなど、親自然的な修景を誘導します。



◆緑地通り沿道の地区外縁部の緑
(UR 賃貸住宅の建替街区)

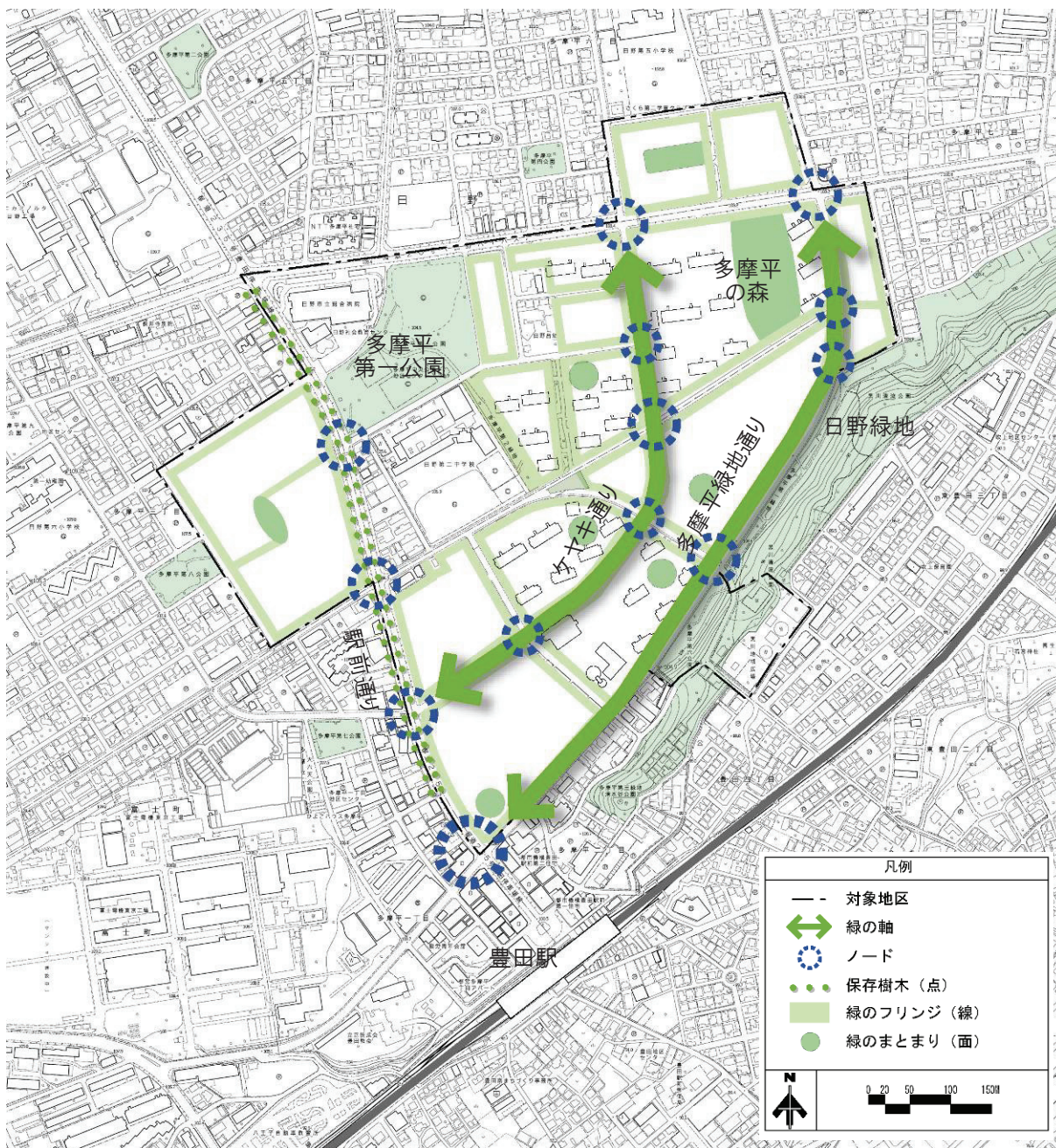
(3) 多摩平の風景・記憶を継承する緑の保全

- ・建替え前からの多摩平の風景・記憶を継承するために、建替え前の住棟間や広場等に植えられた、まとまった樹木を活用し、住民の共用スペース等の豊かな屋外空間として再生を図ります。
- ・シンボリックな並木、巨木や特徴ある樹種なども、保全・移植等により活用を図り、地区のシンボルやランドマーク等、景観のアクセントとしていきます。



◆景観木 (UR 賃貸住宅の建替街区)

■緑の継承・育成の方針



■多摩平の緑の保全・育成を推進する方策について

方針に示されている多摩平の緑の保全・育成を実現させるため、地区計画緑化率条例の制定や緑地協定を本計画に位置づけ誘導していきます。

(各主体の役割)

- 市民 ⇒ 緑地協定の承継、地域の緑地保全活動
- 日野市 ⇒ 緑地協定の誘導、運用支援、地区計画緑化率条例の検討、緑化表彰など
- 事業者 ⇒ 開発時における既存樹木の保全、建築の際の緑化整備、緑地協定の締結

6. 環境共生まちづくりの方針

- 地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関する重要な環境問題の一つであり、都市における社会経済活動はその原因となる CO₂ 等の温室効果ガスを多量に排出しています。
- 多摩平の特色である、豊かな自然環境の保全・育成、次世代への継承を図るとともに、再編される集約型の都市構造、緑豊かな街に相応しい地球環境に配慮した、持続可能な環境共生型のまちづくりを目指すために環境共生まちづくりの方針を定めます。
- 地域において、環境共生の先導的な役割、情報発信を図るために、都市開発諸制度や環境計画書制度等に基づく建築物の評価指標（PAL・ERR 等）や、CASBEE 建築及び CASBEE まちづくり等の公的指標による、評価を基準に CO₂ の排出削減、環境に配慮した取組みを行います。※具体的には、環境計画書制度の段階評価 2 以上、省エネルギー性能の評価基準 A 以上を推奨します。

（１）エネルギー利用の合理化

- ・温室効果ガスの削減を図るため、断熱等による建築物の熱負荷低減や再生可能エネルギーの活用、空調や照明設備等の省エネルギー化、エネルギー利用の最適化などを検討します。
- ・大規模な土地利用に合わせた面的なエネルギー利用を検討します。

（２）資源の適正利用

- ・建物の長寿命化やエコマテリアルの利用など、建築物の建設に関する環境負荷を低減するための取組みを検討します。
- ・オゾン層保護や地球温暖化の抑制の観点から、ノンフロン断熱材や冷媒等の利用を検討します。

（３）自然環境の保全

- ・自然環境の保全について、都市生活に潤いをもたらす緑化を積極的に行うとともに、みどりの維持・保全に取り組めます。
- ・崖線下の湧水の保全のため、透水性の舗装とするなど敷地内で可能な限り雨水の浸透ができるよう配慮します。
- ・また、多様な生き物が生息する生態系の維持への配慮を検討します。

（４）ヒートアイランド現象の緩和

- ・地球規模で深刻化する気候危機、都市部の局地的豪雨等をもたらす、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和を図るための取組みを検討します。

■環境配慮の措置の一覧

エネルギー利用の 合理化	建築物の熱負荷低減	・建物や窓の断熱
	再生可能エネルギーの利用	・自然通風、採光、太陽光発電
	省エネルギーシステム	・空調、換気、照明などの省エネ化 ・地域冷暖房等
	効率的な運用の仕組み	・施設全体の最適運用システム
資源の適正利用	エコマテリアル	・再生骨材、リサイクル鋼材などの利用
	オゾン層保護、地球温暖化の抑制	・ノンフロン断熱材や冷媒等の利用
	長寿命化等	・建物構造躯体の劣化対策、維持管理・更新などの自由度確保
	水循環	・雑用水利用
自然環境の保全	緑化	・敷地、屋上、壁面等の緑化 ・樹木、緑地等の恒久的な維持管理
	水循環	・透水性舗装等による雨水浸透への配慮
ヒートアイランド 現象の緩和	建築設備からの人口排熱対策	・建築物からの排熱量の低減
	敷地と建築物の被覆対策	・緑地・水面の確保、機能的舗装、建物外装、緑陰、日陰等の創出
	風環境への配慮	・通風を妨げない建築物の配慮など

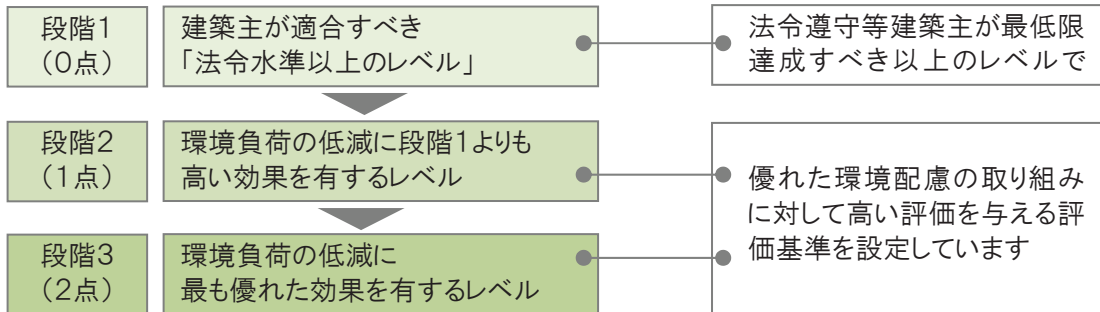
■建築物環境計画書制度の概要

<適用対象>

提出義務：延べ面積 5,000 ㎡を超える新築・増築を行う建築物

任意提出：延べ面積 2,000 ㎡以上の新築・増築を行う建築物

<評価方法>



■省エネルギー評価書制度の概要

<適用対象>

対象建築物の規模：延床面積 10,000 ㎡超の複合用途の建築物の場合、延床面積 2,000 ㎡以上の用途※が作成・交付の対象となります。

※具体的には、ホテル、病院、百貨店、事務所、学校、飲食店、集会場等の用途が該当します。

<評価項目>

特別大規模特定建築物（住宅、工場、駐車場以外）の建築主は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）に基づき、次の3項目を記載した書面（「省エネルギー性能評価書」という。）を、売却、賃貸、または信託受益権を譲渡しようとする相手方に交付することが義務付けられています。

1. 「建築物の断熱性」の評価
2. 「設備システムの省エネルギー性」の評価
3. 「省エネルギー設備等の採用状況」

7. 安全・安心まちづくりの方針

(1) ユニバーサルデザインのまちづくり方針

- 日野市では、高齢者、障害者等を含めた全ての市民が自らの意思で自由に行動し、充実した生活を送ることができるように安全、安心、快適性に配慮した環境整備を推進しています。
- 特に、多くの人々が利用する施設や公園、歩行者道等について、重点的にユニバーサルデザインによる環境整備、バリアフリー化を誘導していきます。

① 施設・建築物の誘導方針

(学校、医療施設、集会施設、福祉施設、文化施設、商業施設、共同住宅等)

- ・施設・建築物内では、誰もが円滑に移動できるように、車いす利用者にも配慮した出入口・廊下幅の確保、段差の解消、エスカレーターやエレベーターの設置等、移動経路のバリアフリー化を推進します。
- ・また、障害者等に配慮した点字表記や触地図案内板など誰にでもわかりやすいサインの設置を誘導します。
- ・公共・公益的施設においては、多様な利用者を受け入れられるように誰でもトイレ（オストメイト、ベビーベッドの設置等）の整備を誘導します。

② 道路の誘導方針

- ・歩いて暮らせるまちを形成するため、安全安心な歩行者空間の整備を推進します。主要な通りについては、歩道及び歩道状空地の整備によって有効幅員を2m以上確保するとともに、段差のない安全な歩行者空間づくりを誘導します。また、誘導ブロックの設置等、視覚障害者の移動にも配慮します。
- ・駅前通り、ケヤキ通り、緑地通りについては、ポケットパークの整備を誘導し、ベンチ等の設置によって、休憩、交流等を支える機能を高め、安全で親しみやすい道路空間を誘導します。

③ 公園・公共空間の誘導方針

- ・公園・公共空間については、子供から高齢者まで多様な人々が利用することから、誰にでもわかりやすく、安全な環境整備を推進します。車いす対応の出入口・園路幅員を確保するとともに、段差を解消するスロープの設置、わかりやすいサイン計画、誰もが使いやすい水飲み場の設置、誰でもトイレの設置等を誘導します。

(2) 防災まちづくりの方針

○災害に強い安全・安心のまちづくりを推進するために、建築物や道路等のハード面と多様な主体との共同努力によるソフトの面の両輪による以下の取り組みを誘導していきます。

① 建築物の耐震性、耐火性の確保

- ・新たに建設される施設建築物、大規模な共同住宅等は、耐震性、耐火性の向上を図り、地域の安全性を高めるものとします。

② 防災活動のための道路ネットワークの確保

- ・駅前通り、ケヤキ通り、多摩平緑地通り、日野バイパス、東西通り等は、防災活動を支える道路に位置づけます。大規模火災の延焼遮断帯となるよう、沿道部建築物等の耐震・不燃化を図ると共に、看板やガラス等の落下、ブロック塀等の倒壊等による道路閉塞を防止し、安全な避難路の確保を誘導します。

③ 安全な避難場所・避難経路の確保

- ・当地区内の多摩平第一公園、多摩平の森、第二中学校、地区内及び地区に隣接する小学校は避難場所に位置づけられていることから、それらを結ぶ安全な避難ルートとなる道路環境の整備、敷地内の通り抜け通路の確保等を誘導します。

④ 防災備蓄倉庫、災害対応施設の整備

- ・災害時の防災拠点として、商業施設、公共公益施設、集会所、マンション等の大規模住宅地内において、災害対応トイレ、防災ベンチの設置や災害時の食料・飲料水・医薬品等の備蓄を誘導していきます。

⑤ 都市水害への対応

- ・都市水害への対応として、雨水幹線下水道を整備すると共に、透水性舗装による整備、浸透ます、浸透トレンチの設置、雨水貯留施設の設置など雨水の流出抑制を誘導していきます。

⑥ 助け合える体制づくり

- ・ハード面での取り組みだけでなく、自治会・管理組合等の住民組織、商店街、商業施設事業者、日野市等との連携・協働による地域防災組織の育成、共同の防災訓練の実施、防災情報の共有化など、助け合える防災体制の誘導、活動支援を行っていきます。
- ・また、拠点地区の商業施設事業者と連携し、災害時の際の食料・物資の提供等の支援を誘導します。



◆多摩平団地自治会で開催した防災学習のようす

(3) 防犯まちづくりの方針

○都市型犯罪の発生防止など安全・安心のまちづくりを推進するために、道路や外構整備等のハード面と多様な主体との協働によるソフト面の両輪による以下の取り組みを誘導していきます。

① 適切な夜間照明の設置

- ・駅前通りなどの主要な歩行者動線においては、沿道に適切な夜間照明を設けるなど、明るいイメージの空間形成を誘導し、夜間の防犯対策に努めます。
- ・また、地区内の歩行者動線や公園、オープンスペース等においても、歩行者誘導灯や防犯灯の設置などを誘導します。



◆多摩平の森(UR賃貸住宅)内に配置された歩行者誘導灯。

② 防犯性の高い空間設計

- ・敷地内の屋外や住棟内の共用部分等は、周囲からの見通しが確保されるよう建物等の配置計画、動線計画、住棟計画の設計等の工夫を講じます。
- ・地区に対する住民の防犯意識が高まるよう、建物形態及び意匠、共用部分の管理方法並びに住宅地内の道路及び公園の意匠、管理方法等の工夫を講じます。
- ・また、コミュニティの形成が促進されるよう、共用部分及び住宅地の公園、広場等の利用機会の増加を図る設計の工夫を講じます。
- ・生活・交流軸と位置づけるケヤキ通りについては、横断防止柵を設置し歩行の安全性の確保を図ります。

③ 助け合える体制づくり

- ・市民、日野市、警察、事業者等の連携・協働による防犯組織の育成、防犯パトロールの実施、防犯講習会の実施や防犯に関する情報発信など、助け合える防犯体制の誘導、活動支援を行っていきます。



◆市では「自分達の力で」をキーワードに、地域の皆さまが連帯して、市内の各自治会等で防犯パトロール等の自主的な活動を行う取り組みを支援しています。

